

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【公表番号】特表2019-502689(P2019-502689A)

【公表日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-531325(P2018-531325)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
C 0 7 K	16/24	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/395	Z N A D
A 6 1 K	39/395	U
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	27/02	
C 0 7 K	16/24	
C 0 7 K	16/28	

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月18日(2019.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトの線維化を治療または予防する方法において使用するための医薬品の製造における、インターロイキン11(IL-11)またはIL-11受容体鎖(IL-11R)に結合してIL-11のシグナル伝達を抑制することができる抗体の使用。

【請求項2】

前記抗体が、IL-11受容体へのIL-11の結合を阻害または低減することができる抗体である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記抗体がIL-11結合性抗体である、請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

前記抗体がIL-11R結合性抗体である、請求項1または2に記載の使用。

【請求項5】

前記線維化が、心臓、肝臓、腎臓または眼の線維化である、請求項1～4のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 6】

前記線維化が、心筋組織の機能不全もしくは心臓の電気的特性の異常、または心臓壁もしくは心臓弁の肥厚に伴う心臓の線維化である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 7】

前記線維化が、慢性肝疾患または肝硬変に伴う肝臓の線維化である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 8】

前記線維化が、慢性腎疾患に伴う腎臓の線維化である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

前記線維化が眼の線維化であり、網膜線維症、網膜前線維症または網膜下線維症である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 10】

前記治療方法または予防方法が、IL-11またはIL-11Rの発現がアップレギュレートされている対象に前記抗体を投与することを含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 11】

前記治療方法または予防方法が、IL-11またはIL-11Rの発現のアップレギュレーションが特定された対象に前記抗体を投与することを含む、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 12】

前記治療方法または予防方法が、前記対象においてIL-11またはIL-11Rの発現がアップレギュレートされているかどうかを特定すること、およびIL-11またはIL-11Rの発現がアップレギュレートされている対象に前記抗体を投与することを含む、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の使用

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 2 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 2 8】

アップレギュレーションは、任意の組織におけるアップレギュレーションであってもよく、任意の組織に由来する選択された細胞におけるアップレギュレーションであってもよい。好ましい組織は、心臓、肝臓、腎臓のいずれであってもよい。好ましい組織は眼であってもよい。好ましい細胞種は、線維芽細胞であってもよく、筋線維芽細胞であってもよい。アップレギュレーションは、循環体液(たとえば血液)において測定してもよく、または血液由来試料において測定してもよい。アップレギュレーションは、細胞外IL-11のアップレギュレーションであってもよく、細胞外IL-11Rのアップレギュレーションであってもよい。